

告 示

埼玉県告示第千百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）でんきち蔵店

埼玉県蔵市北町五丁目五番三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策等

ア 駐車場関連

・ 見込まれる来客数に対して十分な台数を確保されたい。

・ 駐車場外周は見通しに配慮し、出入庫の際の事故を未然に防止されたい。

い。

・ オープン時や休日、その他の混雑時には誘導員を置くなど路上駐車防止に努められたい。

・ 出入り口付近には反射鏡を設ける等歩行者の安全対策を講じられたい。

イ 駐輪場関連

・ 見込まれる来客数に対して十分な台数を確保されたい。

・ 時間貸し駐輪場や近隣店舗の提携駐輪場としての機能を併せ持つこととし、駐輪対策に寄与されたい。

ウ 工事車両関連

・ 工事期間中、関係車両の通行及び駐停車に際しては、歩行者、自転車等の妨げにならないよう配慮されたい。

(2) 環境対策等

ア 騒音、振動関連

・ 工事期間中の騒音、振動に関しては各種法令などを順守するとともに近隣の住環境に配慮されたい。

・ 竣工後、店舗設備による騒音、振動に関しては各種法令などを順守するとともに近隣の住環境に配慮されたい。

イ 環境、衛生関連

- ・ 店舗に関連する公道、私道についても近隣住民や店舗と協力のうえ清潔を保たれたい。
- ・ 蕨市は「蕨市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行していることから、路上喫煙防止対策を講じられたい。
- ・ 事業活動において発生する事業系一般廃棄物は各種法令などに従って処理されたい。

(3) 防災・防犯対策等

ア 防災関連

- ・ 大規模災害時には、市民等の一時的な緊急避難場所として当該店舗及び駐車場などの施設を提供されたい。併せて、当該店舗が保有する商品を支援物資として提供されたい。なお、これらの実施に当たり、市と事業者間における協定等の締結に関する検討をお願いしたい。

イ 防犯関連

- ・ 夜間及び閉店後において照明を必要数点灯する等犯罪が起こりにくい環境づくりに配慮されたい。
- ・ 店舗内及び駐車場に防犯カメラを設置する等犯罪防止に効果のある設備を構築されたい。
- ・ 店舗周辺には廃棄物を含めて火災を誘発する物品を放置しないよう徹底されたい。

(4) 商業振興等

ア 埼玉県商店街活性化条例及び大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドラインに基づく配慮

- ・ 地域の祭りや各種行事への参加について、協力をお願いしたい。
- ・ 蕨商工会議所、一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会への加入について、協力をお願いしたい。

二 縦覧期間

令和四年十月二十一日から令和四年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター